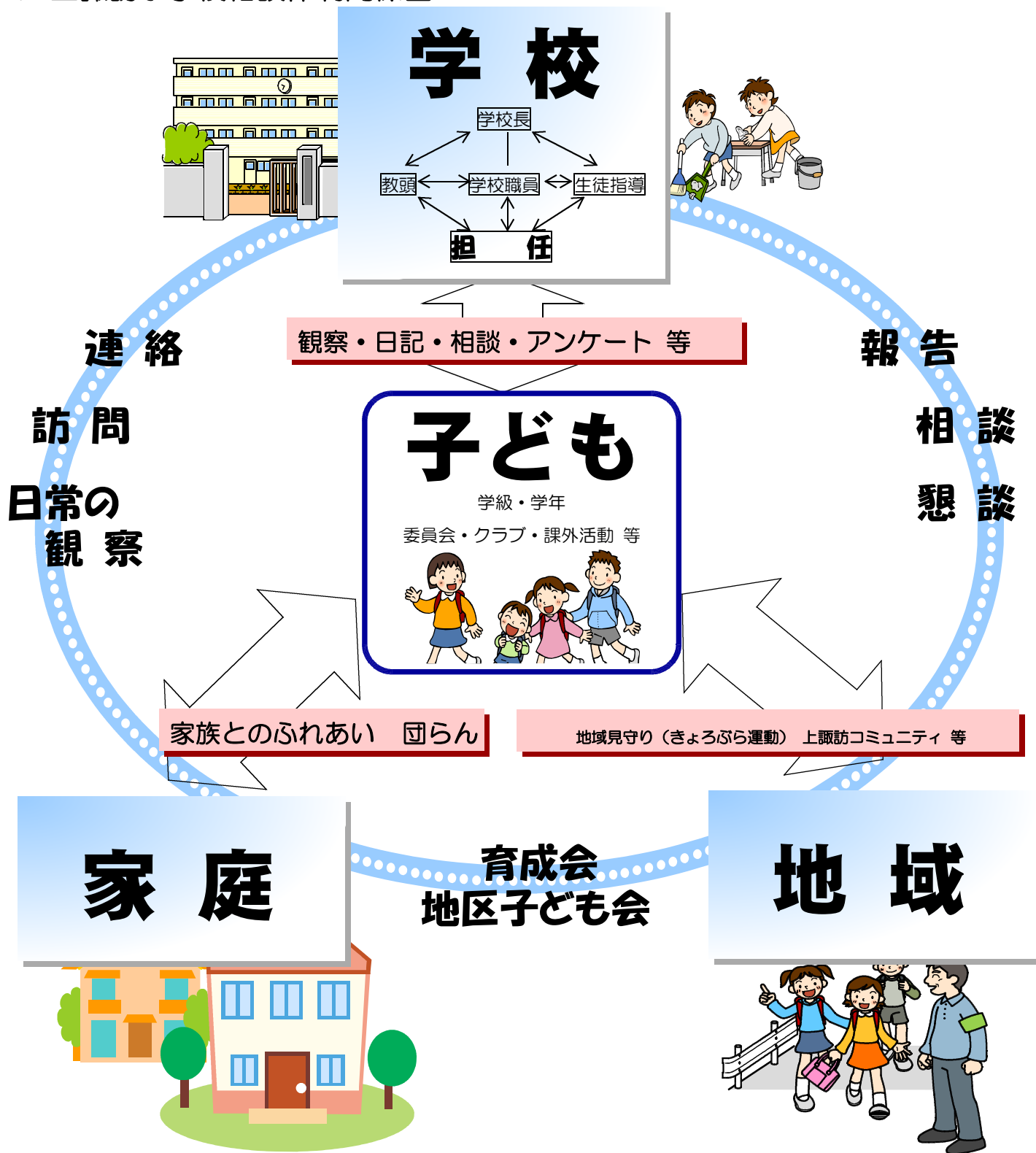


1 いじめ防止対策マニュアル

諏訪市立上諏訪小学校

1 上諏訪小学校相談体制関係図



2 「いじめ」についての定義（文科省より平成25年度 いじめ防止対策推進法より）

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

3 いじめの種類

（1）物理的な力（暴力行為）によるいじめ

①暴力によるいじめ

- ・小突く・押す・つねる・叩く・殴る・蹴るなど、身体への暴力行為
- ・本で頭をはたく、髪の毛を引っ張る、ほうきや傘などで叩く、“プロレスごっこ”と称して首をしめるなど

②物品（金銭）を取る、隠す、壊す

- ・被害者自身だけではなく、被害者が所有する物品へのいやがらせ

（2）言葉・文字によるいじめ

①悪口をいう

- ・身体的特徴を揶揄するような言葉や、「臭い」、「汚い」など人を侮蔑する言葉でからかう。
- ・嫌がるニックネームで呼ぶなど。

②笑い者にする

- ・人と少しでも違うことを大袈裟に取り上げて、バカにしたり笑い者にしたりする。

③悪いウワサを流す、だましたり、おどしたりする

- ・本人に対するよくない噂をする。
- ・人をだましたり、陥れたりして、本人に惨めな思いや恥ずかし思い、屈辱的な思いを味わわせる行為など。

（3）仲間外しや無視によるいじめ

- ・仲間はずれにしたり、話かけても聞えないふりをして無視する。

（4）携帯電話、PC等への書き込みによる中傷

- ・掲示板やラインなどへの非難、中傷の書き込み。それを助長する返答。

4 いじめの仕組み

①いじめられている人：被害者

②いじめている人：加害者

③直接いじめてはいないが、いじめを見てはやし立てる人：観衆

④いじめを見て見ぬ振りをする人：傍観者

⑤いじめをやめさせたり、やめさせるために誰かに相談したりする人：解決者

5 いじめに対する共通認識

- ①「いじめは人間として絶対に許されない行為である」
- ②「いじめはどの学校にも、どの学級にも起こり得る」
- ③「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」（大人や教師の判断ではない）
- ④「聴衆（いじめをはやし立てた者）、傍観者（見て見ぬふりをした者）もいじめの加害者と同じである」

6 いじめの発生を未然に防ぐために・・・学校における取組

- ①「自己有用感」の上に立つ安定した「自尊感情」の育成
 - ②日常生活、集団生活での規律やマナーを守る気持ちの育成
 - ③学力の育成を軸に人とよりよく関わる力（人間関係力）の育成

具体的に…

①どの子どももわかる喜びが味わえる授業を展開する。（居場所づくり）

【基礎となる力の充実と学ぶ楽しさに浸る学習】

- ・学習の両輪（白紙単元・教科単元）の充実
- ・体験活動の充実（白紙単元・ものづくり・キャリア教育等）
- ・「問い」をキーワードとした日々の授業の充実 等

②人との関わり方や、社会・集団の一員としての所属感を味わうために、友や人とかかわる学習の充実や体験活動の充実を図る。（絆づくり）

【個の確立と社会性の向上を目指した教育活動】

- ・生活オリエンテーションの実施
- ・児童会活動の充実（ふれあいグループ活動・あいさつ運動・清掃活動）
- ・地域の方との交流活動（きよろぶら運動・ちょこサポとの協働）の充実
- ・児童相談所や地域の医療・福祉関係諸機関との連携 等

③ひとりひとりの子どもに寄り添った個別指導や教育相談、人権教育の充実を図る。（学びの場づくり）

【自己有用感の上に立つ自尊感情と人権意識を高める生徒指導】

- ・「なかよし週間・旬間」の実施（6月・11、12月）
- ・日々子ども同士の間合いや教育相談の充実（対話と傾聴）
- ・学校生活アンケートやQUの実施 等

「いじめ」に発展する前に … 未然防止・早期発見・迅速で適切な対応

(1) 未然防止のための子どもとの日常的な面談や相談

いじめの未然防止のためには、教師による友人ストレスや不機嫌・怒りストレス、競争的価値観を払拭する働きかけが欠かせません。それによって、子どもたちが「みんなの中で認められている」と実感できれば、自ら他者に優しくなることができ、他者を受け入れることができます。そのために、「自己有用感」を高めます。白紙単元に係わってうまくいっていることや悩んでいることについて、子どもと日常的に面談をし、他者に感謝されたことや自ら他者に働きかけることができた喜びを共有し、子ども自身が設定した目標や工夫した点について評価します。また、子どもたちの「こだわった」「見て欲しかった」点について温かなコメントを返します。さらに、教室が安心・安全と感じられる場となるように、「わかる授業」を通して「居場所づくり」をします。子どもの「分きたい」願いや「分からない」悩みに応えるために、根拠をはっきりさせた説明を大事にして授業を展開します。そして、ペアやグループ学習を通して、互いの考えを聴き合い、練り合い、分かち合うことができる「絆づくり」をします。こうして、一人一人が授業で活躍することができれば、「ストレスなんかには負けない」「ストレスの憂さ晴らしに友だちを攻撃したりしない」と言える子どもが育っていきます。

(2) 上諏訪小学校 いじめチェックリスト（教師用）

子どもの様子チェックシート（小中学校用） 県教委作成

いじめの早期発見のためには、観察法が最も日常的であり、かつ実践的です。

【チェック1 休み時間】

- ☐ 教室や図書室でポツンとしている。
- ☐ 一人廊下や職員室のそばをうろうろしている。
- ☐ 友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどした様子で友だちについていく。
- ☐ 今まで一緒だったグループからはずれている。
- ☐ 教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすことが多い。
- ☐ まわりから悪口を言われても反発しない。
- ☐ 服が汚れていたり、ボタンが取れている。
- ☐ 保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後及び下校時】

- ☐ 下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
- ☐ 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- ☐ みんなの持ち物を持たされている。
- ☐ 通常の通学路を通らずに帰宅する。
- ☐ 靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室の様子】

- ☐ 特定の子どもの作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
- ☐ 特定の子どもの机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
- ☐ ゴミの中に、特定の子どもの持ち物が入っている。
- ☐ 特定の子どもの持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時間・学級活動の時間】

- ☐ 遅刻、早退、欠席が多くなる。
- ☐ 以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしていることが多い。
- ☐ 特定の子どもが指名されると、ニヤニヤする子どもたちがいる。クラス全体が落ち着かない。
- ☐ テストの成績が急に下がり始める。
- ☐ グループ活動のとき、一人だけはずれている。
- ☐ 係や役割分担を決めるとき、特定の子どもに押しつけられる。
- ☐ 教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
- ☐ 特定の子どもだけに、配布物が渡されない。
- ☐ 特定の子どもの机や持ち物に触れることをいやがる子どもたちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会の時間】

- ☐ 活動の準備や後片づけを押しつけられる。
- ☐ 声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
- ☐ 早退や欠席をしたがる。
- ☐ グループ分けで、いつもはみ出している。
- ☐ 無理に仕事や係を押しつけられる。
- ☐ 一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時間】

- ☐ 特定の子どもの机や椅子をふざけながらけったり、ほうきでたたいたりする。
- ☐ 特定の子どもの机だけが運ばれずに、放置されている。
- ☐ 他の子どもと一人離れて清掃をしている。
- ☐ 皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時間】

- ☐ 特定の子どもだけには、盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつける。
- ☐ 特定の子どもに、盛りつけてもらうことを拒否する。
- ☐ 特定の子どもが、いつも準備や後片づけをしている。
- ☐ 机を寄せて席をつくろうとしない。
- ☐ 笑顔がなく、黙って食べている。
- ☐ 配膳のため並ぶとき、特定の子どもの前後だけ大きくはなれている。
- ☐ 食欲がない。

学級の様子チェックシート

学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック1 教師の言動】

- ☐ 子どもの言い分に耳を傾けている。
- ☐ 子どものよさを見つけようとしている。
- ☐ 人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
- ☐ えこひいきや差別をせずに子どもに接している。
- ☐ むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。
- ☐ 個人のプライバシーを守っている。
- ☐ 一日に一回は会話をするなど、どの子どもともかかわりをもっている。

【チェック2 授業時間・学級活動】

- ☐ わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
- ☐ どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。
- ☐ 困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができる。
- ☐ 朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
- ☐ リーダーに協力する支援体制ができている。
- ☐ 係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック3 日々の生活】

- ☐ 失敗を許し合える雰囲気がある。
- ☐ 教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。
- ☐ 学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック4 他の教師・保護者との連携】

- ☐ 学年会や他の会議で、子どもの様子を情報交換できる場が確保されている。
- ☐ 日頃から、子どもや学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
- ☐ 学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。
- ☐ 日頃から、個々の子どもの様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

7 いじめ発生後の解決に向けた学校の動き

**いじめが発生したら、ただちにいじめ対策委員会に「報告・連絡・相談」。
学校全職員体制で、解決に向けて指導にあたります。**

担任や第一発見者

校長・教頭・生徒指導主任・学年主任に報告・連絡・相談。いじめ対策委員会では対応策の検討。

＜いじめ対策委員会＞

当該担任・学年主任・学年職員
生徒指導主任・教頭

被害児童・加害児童への情報収集や聴き取りを実施し、いじめの全体像の把握。

当該担任・学年主任・学年職員
生徒指導主任・教頭・校長
全職員
市教育委員会・民生児童委員
警察・児童相談所 等

学校長への報告。
関係児童と保護者との懇談や対策の検討。
校内では引き続きいじめ対策委員会や職員連絡会を開催。
必要に応じて外部諸機関や専門機関との連携を図る。

当該担任・（学年主任・学年職員）
生徒指導主任・教頭・校長

被害児童や加害児童とその保護者と懇談。
事実の伝達、指導の経過、今後の取組や指導の方向等を説明する。

当該担任・学年主任・学年職員
生徒指導主任・教頭・校長
PTA会長

今後の取組や対応について再度検討。
PTA会長に参加していただき、コメントをいただく。

いじめ再発防止の取組

- ・被害児童・加害児童の経過観察
- ・関係児童保護者との懇談の継続
- ・学級経営の見直しや個別指導の見直し
- ・傍観者や観衆となった子どもへの指導（必要に応じて保護者との懇談） 等